

3 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

勸 告	説明図表番号
<p>「一般職業紹介業務取扱要領の改正について」(平成 23 年 3 月 3 日付け職発 0303 第 1 号厚生労働省職業安定局長通達) 別添「一般職業紹介業務取扱要領」において、安定所が、「職業相談を行う中で、適職への就職を実現するためには、求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、公共職業訓練等（公共職業訓練のほか、求職者支援訓練、介護労働講習、職場適応訓練及び一部の職業講習を含む。）により職業能力の開発、向上を図ることが重要である」とされている。</p> <p>また、安定所は、求職者の就職可能性を高める観点から受講あっせんを行うこととしており、受講あっせんした訓練受講者について、当該訓練の受講から修了後の就職まで、本人の状況を的確に把握し、個々人の状況に応じた就職支援を行うことが必要であるとされている。</p>	表 2-3-1
<p>(1) 公的職業訓練の訓練コースの開講前中止の状況</p> <p>離職者訓練の訓練コースの開講前中止について、施設内訓練では、訓練コースの受講申込者がいる場合は原則開講することとされており、委託訓練では、都道府県ごとに訓練コースの受講申込者数の状況に応じて開講前に中止することができる条件（注 1）が示されている。</p> <p>また、求職者支援訓練の訓練コースの開講前中止については、求職者支援制度業務取扱要領において、訓練コースの受講申込者が定員の半数に満たない場合には、開講前に中止することができることとされている。</p> <p>（注 1）訓練を委託する都道府県の仕様書の内容によって開講前に中止できる条件は異なる。</p> <p>例えば、民間教育訓練機関等に職業訓練の実施を委託する際の仕様書で、i）受講申込者が一定の割合に満たない場合は訓練コースを開講前に中止することができる、ii）受講申込者が民間教育訓練機関等が示す開講可能最少人数を下回った場合、都道府県と協議し訓練を中止することができる等とされている。</p>	表 2-3-2
<p>今回、19 都道府県（注 2）、20 職業訓練支援センター（注 3）及び民間教育訓練機関等における公的職業訓練の開講前中止の実態及び 33 安定所における支援等を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	表 2-3-3
<p>平成 25 年度に設定された公的職業訓練の訓練コースをみると、</p>	表 2-3-4
<p>① 19 都道府県の施設内訓練は、387 コースのうち 1 コースが開講前に中止となった。ただし、同コースは受講申込者がなく、開講前中止の影響を受けた者はいない。</p>	表 2-3-5
<p>② 20 職業訓練支援センターの施設内訓練は、552 コースが全て開講されていた。</p>	
<p>③ 21 都道府県で民間教育訓練機関等が実施した委託訓練は、3,048 コースのうち 193 コース（委託訓練全体の 6.3%）が開講前に中止となり、625 人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できなかった。</p>	
<p>④ 21 都道府県労働局管内で認定を受け、民間教育訓練機関等が実施した求職者支援訓練は、基礎コースでは 1,334 コースのうち 257 コース（基礎コースの</p>	

19.3%)、実践コースでは3,076コースのうち664コース(実践コースの21.6%)が開講前に中止となり、計2,932人(基礎コース705人、実践コース2,227人)が希望した訓練コースを受講できなかった。

(注2) 21都道府県のうち2都道府県は、施設内訓練を実施していないため、調査対象から除外した。

(注3) 東京職業訓練支援センターは、施設内訓練を実施していないため、調査対象から除外した。

なお、調査した21都道府県における平成25年度の離職者訓練の委託訓練及び求職者支援訓練(基礎コース及び実践コース)の応募倍率及び定員充足率をみると、i) 委託訓練の応募倍率は平均1.30倍であるのに対して、求職者支援訓練は平均0.63倍、ii) 委託訓練の定員充足率は平均85.2%であるのに対して、求職者支援訓練は平均59.9%と定員充足率が低調となっている。

表2-3-6

(2) 安定所における開講前中止となった訓練コースの受講申込者への支援等の状況

離職者訓練のうち施設内訓練については、受講申込者がいる場合、原則開講しており、委託訓練においても開講前に中止となることは少ないとして、厚生労働省では、離職者訓練の訓練コースが開講前に中止となった際の受講申込者への支援等は、安定所ごとの判断に委ねているとしている。

一方、求職者支援制度業務取扱要領において、求職者支援訓練を中止した場合、訓練実施機関は、各受講申込者、応募者の受講申込みを受け付けた安定所の所在地の都道府県労働局及び職業訓練支援センターに対して、速やかに訓練中止を電話で連絡するとともに、①都道府県労働局に対しては書面による通知を、②職業訓練支援センターの上部機関である(独)高齢・障害・求職者支援機構本部に対しては訓練中止の届出を提出する必要があるとされている。

表2-3-2(再掲)

加えて、求職者支援制度業務取扱要領において、訓練実施機関から訓練コースの中止の連絡を受けた安定所は、中止となった訓練コースへの受講申込者が、できる限り早期に同様の職業訓練の受講が可能となるよう、他の訓練コースの情報を提供するなど就職の実現に向けた助言、援助を行うことが求められている。

今回、21都道府県労働局の33安定所について、平成25年度において訓練コースが開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コース受講申込者への取組状況を調査した結果、安定所の中には、以下のとおり、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例がみられた。

表2-3-7

① 七尾安定所では、訓練コースの受講申込者12人(離職者訓練7人、求職者支援訓練5人)全員と面談を行い、今後の訓練の意向確認や訓練情報の提供、当該訓練コースが介護系分野の場合には、働きながら介護資格を取るプログラムを提案するなどの支援を実施し、訓練中止後に受講申込者全員が安定所に来

所し、その結果、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職している者の割合が 83.3% (12 人中 10 人) となっている。

- ② 枚方安定所及び河内長野安定所では、訓練コースの受講申込者計 32 人 (いずれも求職者支援訓練) 全員に、訓練中止が決定した翌日、電話連絡を行い、類似の訓練コースを紹介し、他の訓練への振替希望に対応するなどの支援を実施しており、訓練中止後に受講申込者全員が安定所に来所し、その結果、他の訓練を受講している者の割合が 84.4% (32 人中 27 人) となっている。

なお、これらの支援等は、大阪労働局が中心となった取組であり、同労働局では、訓練コースが開講前に中止となった翌日の午前 9 時までに管内の安定所に対して、i) 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者への中止連絡、ii) 他の訓練コースへの振替希望の確認、iii) 他の訓練コースへの振替を希望する者に対しては、新たにキャリアコンサルティングの実施、iv) 適切な訓練コースの選定等の指示を行い、安定所は、受講申込者に電話連絡を行い、他の訓練への振替希望等に対応することとしている。

一方、訓練中止後に受講申込者が来所したときのみの対応にとどまっているものが離職者訓練では 1 安定所 (高松)、求職者支援訓練では 3 安定所 (草津、高松、鳥栖) みられ、特に、高松安定所では、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職している者の割合が 37.5% (40 人中 15 人) と低く、訓練中止後に受講申込者の 60% (40 人中 24 人) が安定所に来所していなかった。

なお、同安定所では、受講申込者の早期の就職の実現に向けて、平成 26 年度から、募集中の訓練コース情報などを案内し、安定所への来所勧奨等を実施することとした。

また、平成 25 年度に開講前に中止となった訓練コースの受講申込者に対する安定所の取組状況を調査した結果、33 安定所のうち、開講前に中止となった離職者訓練が 15 安定所、求職者支援訓練が 31 安定所みられ、以下のとおり、募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所が、当該取組を行っていない安定所に比べ、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が高い状況がみられた。

- ① 募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で 86.3% (11 安定所の 95 人中 82 人)、求職者支援訓練で 65.3% (25 安定所の 484 人中 316 人) となっている。
- ② 希望する訓練コースと類似の訓練コースがある場合、安定所への来所勧奨等を実施することとしている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で 64.3% (1 安定所の 14 人中 9 人)、求職者支援訓練で 56.1% (3 安定所の 98 人中 55 人) となっている。

表 2-3-8

表 2-3-9

- ③ 来所勸奨等を未実施としている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で0%（1安定所の2人中0人）、求職者支援訓練で53.3%（3安定所の60人中32人）となっている。
- ④ 受講申込者への対応等の記録がなく、対応状況が不明としている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で63.6%（2安定所の11人中7人）となっている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、求職者の就職可能性を高める観点から、公的職業訓練の訓練コースが開講前に中止となった受講申込者に対して、できる限り早期に他の訓練が受講できるよう、中止が決定した直後に安定所から電話連絡するなど、公的職業訓練の受講を必要とする者への助言、援助等の取組の徹底を図る必要がある。

表 2-3-1 「一般職業紹介業務取扱要領の改正について」(平成 23 年 3 月 3 日付け職発 0303 第 1 号厚生労働省職業安定局長通達) 別添「一般職業紹介業務取扱要領」(抜粋)

6 職業訓練

(1) 公共職業訓練等の受講のあつせん

ア 公共職業訓練等の受講あつせんの意義

職業相談を行う中で、適職への就職を実現するためには、求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、公共職業訓練等(公共職業訓練のほか、求職者支援訓練、介護労働講習、職場適応訓練及び一部の職業講習を含む。)により職業能力の開発・向上を図ることが重要である。公共職業訓練等については、公的な職業紹介機関である安定所が求職者の就職可能性を高める観点から受講あつせん(受講指示・受講推薦又は支援指示等)を行うこととされている。

このため、安定所においては、適切な訓練への誘導、受講あつせんを行うとともに、受講あつせんした訓練受講者について、当該訓練の受講から修了後の就職まで、本人の状況を的確に把握し、個々人の状況に応じた就職支援を行うことが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-3-2 「求職者支援制度の実施について」(平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号・能発 0901 第 5 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知) 別添「求職者支援制度業務取扱要領」(抜粋)

6 訓練中止等の取扱い

(1) 訓練中止の取扱い

募集期間経過後、受講申込者が受講定員の半数に満たない場合等には、訓練実施施設は求職者支援訓練の実施を中止することができるものとしている。その場合、訓練実施施設から、各受講申込者、応募者の受講申込みを受け付けた安定所の所在地の労働局及び機構センターに対して、訓練中止について、速やかに電話で連絡するとともに、併せて、機構本部に対して、速やかに訓練中止の届出を提出するほか、電話による一報をした労働局に対して、書面により通知するものとしている。

訓練コースの中止について連絡を受けた安定所においては、中止となった訓練コースへの受講申込者が、できる限り早期に同様の職業訓練の受講が可能となるよう、訓練コースの情報を提供するなど就職の実現に向けた助言、援助を行う。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-3-3 施設内訓練の開講前中止の状況（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県）

(単位：コース、%)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度
20 職業訓練支援センターで設定された訓練 コース数	524	536	552
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	1 (0.2)	0 (0)	0 (0)
19 都道府県で設定された訓練コース数	411	400	387
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	1 (0.2)	3 (0.8)	1 (0.3)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-3-4 委託訓練の開講前中止の状況（民間教育訓練機関等）

(単位：コース、%)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度
設定された訓練コース数	3,121	3,304	3,048
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	101 (3.2)	161 (4.9)	193 (6.3)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-3-5 求職者支援訓練の開講前中止の状況（民間教育訓練機関等）

(単位：コース、%)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度
設定された訓練コース数【基礎コース】	803	1,349	1,334
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	201 (25.0)	252 (18.7)	257 (19.3)
設定された訓練コース数【実践コース】	2,417	4,337	3,076
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	709 (29.3)	1,109 (25.6)	664 (21.6)
設定された訓練コース数【全体】	3,220	5,686	4,410
うち開講前に中止となったコース数 (開講前中止率)	910 (28.3)	1,361 (23.9)	921 (20.9)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-3-6 公的職業訓練の応募倍率及び定員充足率の推移

(単位：倍、%)

区分		平成 23 年度	24 年度	25 年度
施設内訓練	応募倍率	1.42	1.29	1.15
	定員充足率	83.0	81.8	79.7
20 職業訓練支援センター	応募倍率	1.33	1.19	1.10
	定員充足率	81.1	80.7	80.2
19 都道府県	応募倍率	1.54	1.41	1.21
	定員充足率	85.3	83.1	79.0
委託訓練 (21 都道府県)	応募倍率	1.64	1.46	1.30
	定員充足率	89.6	87.3	85.2
求職者支援訓練 (21 都道府県労働局)	応募倍率	0.58	0.63	0.63
	【基礎コース及び実践コース】	定員充足率	56.9	60.1
基礎コース	応募倍率	0.65	0.82	0.62
	定員充足率	60.2	64.0	58.7
実践コース	応募倍率	0.56	0.61	0.63
	定員充足率	55.8	58.9	59.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 応募倍率及び定員充足率は、調査対象機関における平均値である。

表 2-3-7 開講前に中止となった受講申込者への安定所の支援等の状況

【推奨事例 1】（七尾安定所）

開講前に中止となった訓練コースの受講申込者と面談し、今後の訓練の受講意思を確認し、他の訓練コースを希望する場合は、開講予定のコースの情報提供を行うこととしている。また、介護系分野の訓練の場合は、働きながら資格が取れる「介護雇用プログラム」(注)を提案することとしている。

この結果、七尾安定所管内で平成 25 年度に開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コースの受講申込者 12 人のうち 10 人 (83.3%) が他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職、他の 2 人 (16.7%) についても職業相談を受けており、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の早期の就職の実現に向けた取組が図られている。

また、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者全員が安定所に来所している状況となっている。

(注) 求職者が介護施設等で働きながら、併せて介護職員初任者研修等を受講するものであり、プログラムの受講期間中、都道府県から事業を委託された事業者から、受講者に対して賃金等が支払われる。

表 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向

(単位：人、%)

区分	受講申込者	他の訓練を受講	訓練をせずに安定所経由で就職	職業相談又は他の訓練を検討等	訓練コースの中止後に来所なし
離職者訓練	7 (100)	2(28.6)	4(57.1)	1(14.3)	0
求職者支援訓練	5 (100)	1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)	0
計	12 (100)		10(83.3)	2(16.7)	0

(注) 1 「職業相談又は他の訓練を検討等」は、いずれも職業相談を受けている者である。

2 () 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

【推奨事例 2】（大阪労働局（枚方安定所、河内長野安定所））

大阪労働局では、管内の安定所に対して、求職者支援訓練の訓練コースの応募締切日の翌日午前 9 時まで中止コースの一覧を付した上で、i) 中止コース応募者への連絡を行い、ii) 他のコースへの振替希望について確認し、iii) 他のコースへの振替を希望する者に対しては新たにキャリア・コンサルティングを行い、iv) 適切な訓練コースを選定する等の指示を行うこととしており、同労働局から通知があり次第、管内の安定所では対象者全員に電話連絡を行い、類似の訓練コースを紹介し、振替の希望に対応することとしている。

この結果、平成 25 年度において開講前に中止となった求職者支援訓練の訓練コースの受講申込者について、枚方安定所では 22 人のうち 19 人 (86.4%) が、河内長野安定所では 10 人のうち 8 人 (80.0%) が他の訓練を受講しており、訓練コースが中止となった後の他の訓練コースの受講割合が高い状況となっている。また、他の 5 人 (15.6%) については、本人の意向で訓練を辞退した者が 4 人、他の訓練を検討等している者が 1 人となっている。

また、2 安定所においては、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者全員が安定所に来所している状況となっている。

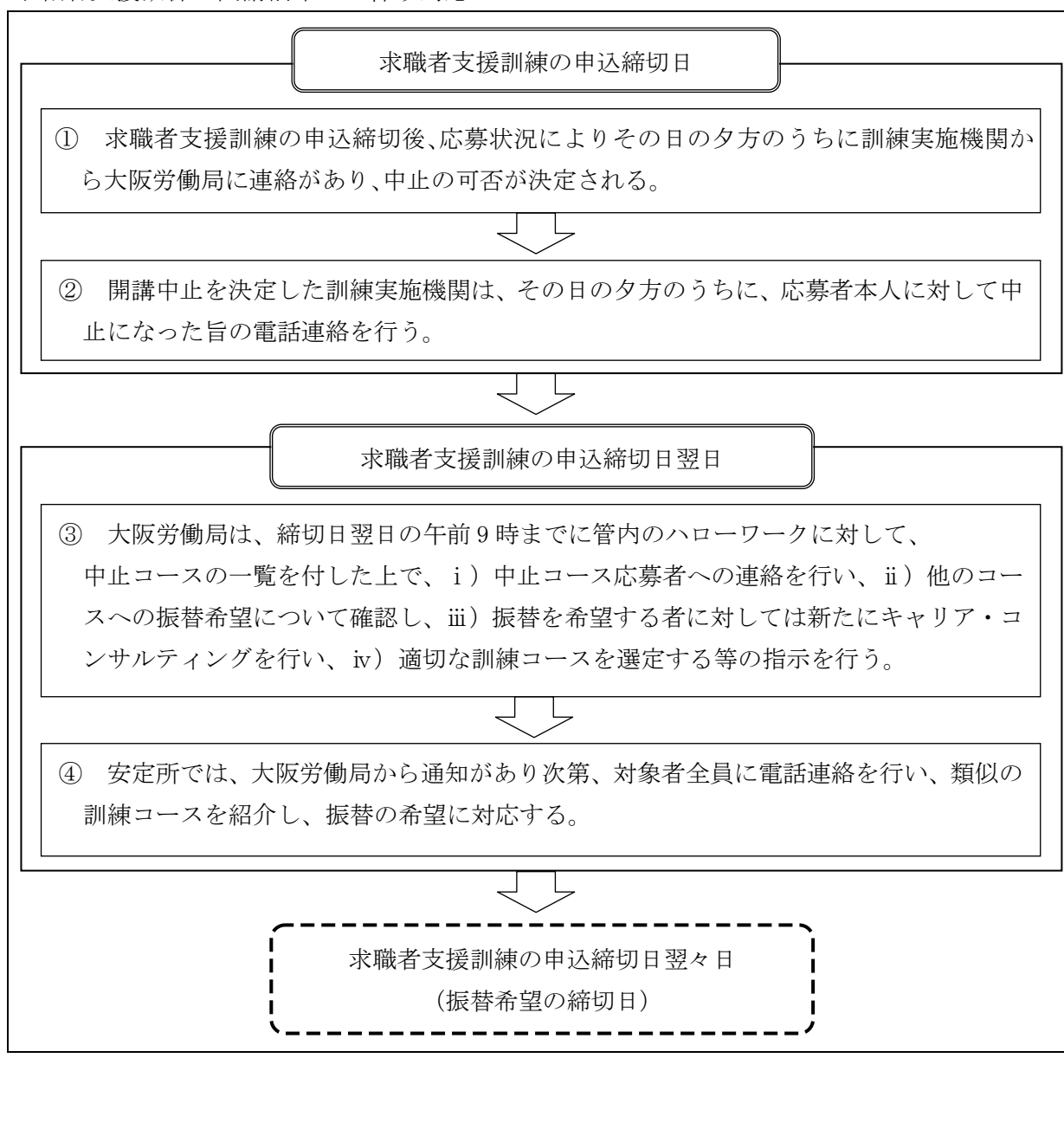
表 2 安定所における開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向【求職者支援訓練】

(単位：人、%)

安定所名	受講申込者	他の訓練を受講	訓練をせずに安定所経由で就職	職業相談又は他の訓練を検討等	訓練コースの中止後に来所なし
枚方	22 (100)	19 (86.4)	0	3 (13.6)	0
河内長野	10 (100)	8 (80.0)	0	2 (20.0)	0
計	32 (100)		27 (84.4)	5 (15.6)	0

- (注) 1 枚方及び河内長野安定所管内では、平成 25 年度に離職者訓練の開講前に中止となったものはない。
 2 「職業相談又は他の訓練を検討等」は、他の訓練を検討している者が 1 人 (枚方安定所)、他の 4 人は本人の意向で訓練を辞退した者である。
 3 () 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

求職者支援訓練の開講前中止に伴う対応フロー



【事例 1】（高松安定所）

訓練コースが開講前に中止となった場合、安定所から受講申込者への来所勧奨等はしておらず、自主的に来所した者への対応にとどまっていた。

この結果、平成 25 年度に高松安定所管内で開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コースの受講申込者 40 人のうち、自主的に来所した 15 人（37.5%）が他の訓練を受講、1 人（2.5%）が他の訓練を検討しているが、受講申込者の 6 割に当たる 24 人は訓練コース中止後に安定所に来所していない状況となっている。

なお、高松安定所では、受講申込者の早期の就職の実現に向けて、平成 26 年度から、募集中の訓練コース情報などを案内し、安定所への来所勧奨等を実施することとした。

表 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向

（単位：人、％）

区分	受講申込者	他の訓練を受講	訓練をせずに安定所経由で就職	職業相談又は他の訓練を検討等	訓練コースの中止後に来所なし
離職者訓練	2 (100)	0	0	1 (50.0)	1 (50.0)
求職者支援訓練	38 (100)	15 (39.5)	0	0	23 (60.5)
計	40 (100)		15 (37.5)	1 (2.5)	24 (60.0)

（注）1 「職業相談又は他の訓練を検討等」は、他の訓練を検討している者である。

2 () 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

【事例 2】（草津安定所）

訓練コースの申込書を交付する際に、受講希望者に対して訓練が中止になる可能性があり、中止になった場合は、改めて安定所に来所するよう教示しているとして、求職者支援制度業務取扱要領に基づく中止後の受講申込者に対する訓練コース情報の提供などの対応を講じていなかった。

この結果、平成 25 年度に開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コースの受講申込者 11 人のうち、自主的に来所した 8 人（72.7%）は他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職しているが、他の 3 人については、訓練コース中止後に安定所への来所がない状況となっている。

表 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向

（単位：人、％）

区分	受講申込者	他の訓練を受講	訓練をせずに安定所経由で就職	職業相談又は他の訓練を検討等	訓練コースの中止後に来所なし
離職者訓練	1 (100)	1 (100)	0	0	0
求職者支援訓練	10 (100)	6 (60.0)	1 (10.0)	0	3 (30.0)
計	11 (100)		8 (72.7)	0	3 (27.3)

（注）() 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

【事例3】（五所川原安定所、名古屋東安定所、西尾安定所）

3安定所では、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者が希望する訓練コースと類似の訓練コースがある場合に、文書や電話等で訓練コース情報を案内し、安定所への来所を勧奨することとしているが、該当の訓練コースがない場合には、特段対応を講ずることとしていない。

この結果、3安定所管内で開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コースの受講申込者112人のうち、自主的に来所した77人（68.8%）は他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職等しているが、他の35人（31.3%）については、訓練コース中止後に安定所への来所がない状況となっている。

表 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向

（単位：人、%）

区分		受講申込者	他の訓練を受講	訓練をせずに安定所経由で就職	職業相談又は他の訓練を検討等	訓練コースの中止後に来所なし
五所川原	離職者訓練	14 (100)	9 (64.3)	0	1 (7.1)	4 (28.6)
	求職者支援訓練	8 (100)	1 (12.5)	0	2 (25.0)	5 (62.5)
	計	22 (100)	10 (45.5)	0	3 (13.6)	9 (40.9)
名古屋東	求職者支援訓練	86 (100)	35 (40.7)	16 (18.6)	10 (11.6)	25 (29.1)
西尾	求職者支援訓練	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	0	1 (25.0)
3安定所計		112 (100)	77 (68.8)			35 (31.3)

- (注) 1 名古屋東安定所及び西尾安定所管内では、平成25年度に離職者訓練の開講前に中止となったものはない。
 2 「職業相談又は他の訓練を検討等」は、全て本人の意向で訓練を辞退した者である。
 3 ()内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。
 4 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

表 2-3-8 平成 25 年度において開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向(離職者訓練)

(単位：人、%)

安定所における取組等	安定所名	受講申込者数				
		他の訓練を受講	訓練せず安定所経由で就職	訓練コースの中止後に来所なし	職業相談又は他の訓練を検討等	
受講申込者に募集中の訓練コース情報などを提供し、安定所への来所勧奨等を実施 (11 安定所)	札幌	1(100)	1(100)	0	0	0
	大宮	19(100)	16(84.2)	3(15.8)	0	0
	川口	3(100)	3(100)	0	0	0
	古河	4(100)	0	3(75.0)	1(25.0)	0
	砺波	1(100)	0	1(100)	0	0
	金沢	51(100)	32(62.7)	11(21.6)	3(5.9)	5(9.8)
	七尾	7(100)	2(28.6)	4(57.1)	0	1(14.3)
	大野	2(100)	1(50.0)	0	0	1(50.0)
	広島西条	4(100)	2(50.0)	1(25.0)	1(25.0)	0
	松山	1(100)	0	0	1(100)	0
	今治	2(100)	1(50.0)	1(50.0)	0	0
	小計	95(100)	58(61.1)	24(25.3)	6(6.3)	7(7.4)
希望する訓練コースと類似の訓練コースがある場合、安定所への来所勧奨等を実施 (1 安定所)	五所川原	14(100)	9(64.3)	0	4(28.6)	1(7.1)
来所勧奨等を未実施 (1 安定所)	高松	2(100)	0	0	1(50.0)	1(50.0)
受講申込者への対応等の記録がなく、対応状況が不明 (2 安定所)	帯広	10(100)	6(60.0)	0	1(10.0)	3(30.0)
	草津	1(100)	1(100)	0	0	0
	小計	11(100)	7(63.6)	0	1(9.1)	3(27.3)
15 安定所計		122(100)	74(60.7)	24(19.7)	12(9.8)	12(9.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度において離職者訓練で開講前に中止となった訓練コースがあった 15 安定所における訓練コースの受講申込者の動向を整理した。

3 「職業相談又は他の訓練を検討等」には、本人の意向による訓練の辞退を含む。

4 () 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

5 割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

表 2-3-9 平成 25 年度において開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の動向（求職者支援訓練）

（単位：人、％）

安定所における取組等	安定所名	受講申込者数	他の訓練を受講	訓練せず安定所経由で就職	訓練コースの中止後に来所なし	職業相談又は他の訓練を検討等
受講申込者に募集中の訓練コース情報などを提供し、安定所への来所勧奨等を実施 (25 安定所)	札幌	53 (100)	33 (62.3)	0	20 (37.7)	0
	帯広	7 (100)	5 (71.4)	0	0	2 (28.6)
	仙台	68 (100)	27 (39.7)	0	0	41 (60.3)
	塩釜	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0
	渋谷	27 (100)	20 (74.1)	0	5 (18.5)	2 (7.4)
	池袋	35 (100)	22 (62.9)	1 (2.9)	3 (8.6)	9 (25.7)
	大宮	11 (100)	10 (90.9)	0	0	1 (9.1)
	川口	28 (100)	16 (57.1)	5 (17.9)	0	7 (25.0)
	古河	8 (100)	4 (50.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	0
	砺波	1 (100)	0	1 (100)	0	0
	金沢	40 (100)	18 (45.0)	6 (15.0)	7 (17.5)	9 (22.5)
	七尾	5 (100)	1 (20.0)	3 (60.0)	0	1 (20.0)
	四日市	11 (100)	7 (63.6)	2 (18.2)	0	2 (18.2)
	松阪	2 (100)	0	0	0	2 (100)
	枚方	22 (100)	19 (86.4)	0	0	3 (13.6)
	河内長野	10 (100)	8 (80.0)	0	0	2 (20.0)
	和歌山	16 (100)	7 (43.8)	5 (31.3)	1 (6.3)	3 (18.8)
	広島	27 (100)	14 (51.9)	3 (11.1)	6 (22.2)	4 (14.8)
	広島西条	13 (100)	4 (30.8)	6 (46.2)	3 (23.1)	0
	観音寺	1 (100)	1 (100)	0	0	0
	吉野川	2 (100)	0	0	2 (100)	0
	松山	33 (100)	13 (39.4)	6 (18.2)	10 (30.3)	4 (12.1)
	今治	8 (100)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)
福岡中央	50 (100)	33 (66.0)	6 (12.0)	0	11 (22.0)	
八女	2 (100)	2 (100)	0	0	0	
小計		484 (100)	267 (55.2)	49 (10.1)	62 (12.8)	106 (21.9)
希望する訓練コースと類似の訓練コースがある場合、安定所への来所勧奨等を実施 (3 安定所)	五所川原	8 (100)	1 (12.5)	0	5 (62.5)	2 (25.0)
	名古屋東	86 (100)	35 (40.7)	16 (18.6)	25 (29.1)	10 (11.6)
	西尾	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0
小計		98 (100)	38 (38.8)	17 (17.3)	31 (31.6)	12 (12.2)
来所勧奨等を未実施 (3 安定所)	草津	10 (100)	6 (60.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	0
	高松	38 (100)	15 (39.5)	0	23 (60.5)	0
	鳥栖	12 (100)	7 (58.3)	3 (25.0)	0	2 (16.7)
小計		60 (100)	28 (46.7)	4 (6.7)	26 (43.3)	2 (3.3)
31 安定所計		642 (100)	333 (51.9)	70 (10.9)	119 (18.5)	120 (18.7)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度において求職者支援訓練で開講前に中止となった訓練コースがあった 31 安定所における訓練コースの受講申込者の動向を整理した。

3 「職業相談又は他の訓練を検討等」には、本人の意向による訓練の辞退を含む。

4 () 内は、それぞれの受講者に占める割合を示す。

5 割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。